

2021.3.29

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No30

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症による事業主の休業を支援するため雇用調整助成金の特例を講じています。

この度3月26日付で、厚生労働省から、以下の内容について、関係する事業主や労働者の皆様にその内容を広く知って頂くよう、関係省庁に対し、所管団体への周知依頼が別添資料のように発出されましたので、紹介いたします。

制度拡充内容

①資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金（休業手当）を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」（以下「休業支援金・給付金」という。）を昨年7月に創設したこと。

②加えて、昨年末から新型コロナウイルスの感染が拡大し、対応が長期化する中で、大企業の一定の非正規雇用労働者であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方を休業支援金・給付金の対象に加え、2月26日から申請受付が開始されたこと。

③さらに、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方（シフト制で働く方など。詳細は通知文の別添1のパンフレット3ページ中☆の網掛け部分参照。）が令和2年4月～9月の休業について申請する場合の申請期限を令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長したこと。

※別添通知文の別添3は行政から当方への通知案内であり、省略しております。

以上です。

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (iked@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398